

事務連絡  
平成30年10月5日

各都道府県予防接種担当課 御中

厚生労働省健康局健康課

国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団  
(短期給付関係) の情報連携の本格運用開始について

日頃より、予防接種行政の適切な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号の規定に基づく情報照会及び同法第22条第1項の規定に基づく情報提供(以下「情報連携」という。)については、内閣官房・総務省より「平成30年7月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について」(平成30年10月1日府番第221号、総官参第49号。別添参照。)により、試行運用を行っている事務手続のうち、一部を除き、平成30年10月9日より本格運用を開始するとお知らせしたところです。

今般、財務省・総務省・文部科学省より、試行運用中に国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団(以下「共済組合等」という。)との情報連携を行った事務手続についてはすべて平成30年10月9日より本格運用を開始することを踏まえ、共済組合等との情報連携を行う際の留意事項について別紙のとおり連絡がございましたので周知いたします。

貴都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村(特別区、関係する一部事務組合及び広域連合を含む。)に対しまして、この旨周知されますようお願いいたします。

○本事務連絡の対象となる事務手続

管理番号	事務手続名
10-6	他の法令による給付との調整
10-7	他の法令による給付との調整
10-18	他の法令による給付との調整